

大阪城東部地区 1.5 期開発事業に係る 守秘義務対象資料の開示に関する誓約書

年 月 日

大阪市高速電気軌道株式会社
代表取締役社長 河井 英明 様

公立大学法人大阪
理事長 福島 伸一 様

所在地 _____

名称
及び代表者氏名 _____

当社は、大阪市高速電気軌道株式会社及び公立大学法人大阪（以下「貴法人ら」といいます。）から 2024 年 12 月 27 日付で案内のありました「大阪城東部地区 1.5 期開発事業公募方針」（以下「公募方針」といいます。）に係る企画提案書（以下「企画提案書」といいます。）の作成を検討することを目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者にのみ開示される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の開示を受けることを希望します。

本誓約書提出時点において、当社は公募方針「第 4 応募者の参加資格要件」を満たすことが見込まれることを確約します。なお、本誓約書提出から公募申込書並びに参加資格審査書類及び企画提案書提出までの間に当該資格要件を満たすことが見込まれなくなった場合には、速やかに貴法人らにその旨を通知いたします。

守秘義務対象資料の開示を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第 1 条（利用の目的）

- 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外のために当該資料を利用しません。
- 当社は、本誓約書に記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を貴法人らに対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がその義務を違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第2条（秘密の保持）

当社は、貴法人らから開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。ただし、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、貴法人らから開示を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、貴法人ら又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、貴法人ら又は当該情報の提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを認識し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

貴法人らから開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により貴法人ら及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により貴法人ら及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、第7条第1項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄又は消去の前後を問わず、また当社が企画提案書を提出しなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象資料に係る秘密が漏洩し、これにより貴法人ら又は第三者（貴法人らに対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますが、これに限りません。）に損害（弁護士費用を含みます。以下同じです。）が生じた場合、当社は、貴法人ら又は第三者に対して、当該損害を賠償することを約束します。

第7条（印刷物等の破棄等）

- 1 当社は、次の各号の事由に該当する場合、速やかに、守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますが、これに限りません。以下も同様です。）を全て破棄又は消去することを約束します。
 - ① 貴法人らから守秘義務対象資料の印刷物等を全て破棄又は消去するように指示があった場合
 - ② 本誓約書提出から公募申込書並びに参加資格審査書類及び企画提案書提出までの間に、公募方針「第4 応募者の参加資格要件」を満たすことが見込まれなくなった場合
 - ③ 参加資格審査書類・企画提案書を提出しないことを決定した場合
 - ④ 優先交渉権者として選定されないことが決定した場合
 - ⑤ その他本目的のために守秘義務対象資料を利用する必要がなくなった場合
- 2 前項の規定に基づき、当社が、守秘義務対象資料の印刷物等を破棄又は消去した場合において、貴法人らからの請求があったときは、当社は、貴法人らに対して、守秘義務対象資料の印刷物等を破棄又は消去したことを証する書面を速やかに提出します。
- 3 第一項の規定にかかわらず、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は、当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に秘密情報として保存することを約束します。

以 上